

○警備費の取扱いについて

〔昭和41年8月1日 41重局第1381号〕
重工業局長名 通産局長宛

標記の件については、昭和31年5月29日付け31重局第775号で通知したところであるが、今般自治省財政局から別紙写しのとおり依頼があり、その趣旨とするところは、都道府県が市町村から寄附金を徴して警備費等の財源に充てることは、都道府県と市町村間における経費の負担区分を乱すことになる（地方財政法第28条の2参照）とのことである。ついては、今後は警備費等の支出については、その趣旨に沿い取り止めることとなつたので、遺憾のないよう措置するよう貴管下各施行者を指導願います。

なお、このことについては、農林省、運輸省および警察庁とも打合せ済みであるから念のため申し添えます。

「別紙写し」

市町村収益事業会計からの寄附金の支出について

〔昭和41年7月6日 自治財第95号〕
自治省財政局財政課長名 通産省
重工業局車両課長宛

今般、市町村の競馬、競輪等の収益事業会計から警備費等の財源に充てる趣旨で都道府県に対し寄附金を支出することについて、別添のとおりのお知らせが自治事務次官より各都道府県知事あてに発せられましたので、貴職所管の関係通知の改正等この取扱いについて、よろしくご配意のほどをお願いします。

「別添」

昭和41年度地方財政の運営について

〔昭和41年7月1日 自治財第94号〕
自治事務次官名 各都道府県知事宛

さきに、昭和41年度地方財政計画（別紙1）および昭和41年度地方債計画（別紙2）が策定され、また、「地方交付税法の一部を改正する法律（昭和41年法律第60号）」、「昭和41年度における地方財政の特別措置に関する法律（昭和41年法律第61

号)」、「地方税法の一部を改正する法律(昭和41年法律第40号)」、「首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和41年法律第114号)」および「地方公営企業法の一部を改正する法律(昭和41年法律第120号)」等が制定され、昭和41年度における地方税財政制度の改正がほぼ確定をみるに至ったのであるが、については、下記事項に十分留意のうえ、昭和41年度の地方財政の運営について遺憾のないよう配意されたく、命により通知する。

なお、本通知の趣旨は、すみやかに貴管下市町村にも連絡のうえ、その徹底を図られたい。

記

第1 全般的事項

第2 普通会計に関する事項

1 歳入に関する事項

(4) 使用料、手数料等税外収入については……

(5) 競馬、競輪等の収益事業にかかる収入が多額に上る地方団体においては、この種の収入の使用目的を誤ることにより、かえつて健全な財政構造の確立へ悪影響を及ぼすこととならないよう特に留意されたいこと。

なお、警備費等の財源に充てる趣旨で市町村の収益事業会計から都道府県に対して寄附金を支出している団体があるが、このようなことは、都道府県と市町村との間における経費の負担区分を乱すこととなるので、今後これをとり止められたいこと。

省略